

2026（令和8）年度与党税制改正大綱

税理士 林 明

自民党と日本維新の会は昨年12月19日、2026年度の与党税制改正大綱を決定しました。「年収の壁」の178万円までの引き上げに象徴されるように国民民主党の主張を採用し、少数与党として国会の多数派形成を強く意識した内容となりました。税制改正は国会での議論を経て確定されますので、今回ご紹介する大綱は税制改正案になります。以下、主なところをみていきます。

1. 個人課税関連

(1) 基礎控除等

基礎控除と給与所得控除の改正を合わせ

基礎控除額の合計（給与収入ではなく所得階層別）

合計所得金額	現行	改正案
	令和7年分	令和8・9年分
132万円以下	95万円	104万円
132万円超336万円以下	88万円	
336万円超489万円以下	68万円	
489万円超655万円以下	63万円	67万円
655万円超2350万円以下	58万円	62万円
2350万円超2400万円以下	48万円	
2400万円超2450万円以下	32万円	
2450万円超2500万円以下	16万円	
2500万円超	0円（基礎控除の適用なし）	

「178万円の壁」は給与所得者の壁でして、自営業者には給与所得控除はありませんので「104万円」の壁になります。

また昨年の三党合意による引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和7年度改正において時限措置とされた基礎控除の特例を含め、令和8年・9年の時限措置です。

財務省はこれにより年6,500億円の減税に

ると、所得税がかかり始める年収(給与収入)は以下ようになります。

〈改正後の金額〉

① 基礎控除

104万円（本則62万円＋特例42万円）

② 給与所得控除

74万円（本則69万円＋特例5万円）

合計 ①＋② 178万円

ただし非居住者の場合、基礎控除の特例加算はありません。

所得階層別にみますと、基礎控除は以下のようになります。

つながると試算しています。

今回の178万円への引き上げで減税の恩恵を大きく受けるのは、中所得の給与所得層です。大和総研は、単身世帯または配偶者控除の適用を受けていない共働き世帯では、減税額は給与の年収600万円の層で年3万7,000円と最も大きくなると試算しています。

一方、給与収入が665万円を超えると基礎控除額が大きく減少するため、666万円～671万円の層（所得でいえば493万円前後）では665万円の層よりも手取りが少なくなる「逆

転現象」も生じます。わかりにくい複雑な基礎控除となりました。

(2) 配偶者控除・扶養控除の連動見直し

年収の壁引き上げに伴い、配偶者控除や扶養控除の適用判定に使われる「合計所得金額」のボーダーラインも見直されます。これにより、パートやアルバイトの収入が多少増えても、扶養から外れにくくなるよう調整が行われます。

以下の内容は、2026年（令和8年）分以後の所得税に適用されます。

〈主な変更点〉

- ① 同一生計配偶者・扶養親族の所得要件
配偶者控除や扶養控除の対象となるための要件（合計所得金額）を、62万円以下（現行58万円以下）に引き上げ
- ② 「ひとり親」の子の所得要件
ひとり親控除を受けるための要件である「生計を一にする子」の総所得金額等の基準を、62万円以下（現行58万円以下）に引き上げ
- ③ 勤労学生の所得要件
勤労学生控除の対象となる合計所得金額の要件を、89万円以下（現行85万円以下）に引き上げ
- ④ 家内労働者等の「必要経費」特例
家内労働者（内職など）や外交員などが、事業所得等の計算において経費として認められる最低保障額を、給与所得控除の最低保障額に合わせて69万円（現行65万円）に引き上げ

個人住民税については「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、「所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、その非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討する。令和8年度税制改正においては、給与所得控除の見直しについて対応することとする。」ということで、今回は給与所得控除の見直しにとどまるようです。

個人住民税が「地域社会の会費」的といっても、10%の一律課税の負担は小さくありません。所得税と同様に負担軽減が図られてしかるべきでしょう。

(3) 税制上の基準額の点検・見直し

物価の上昇を踏まえ、税制における長年据え置かれたままの基準額について、省庁横断的・網羅的に行った点検の結果をもとに、見直しを行うということです。具体的な項目は以下のようなところでは

- ・通勤手当の非課税限度額は昨年引き上げられましたが、今回さらに通勤距離が片道65 km以上の者の1月当たりの非課税限度額が引き上げられます。
- ・使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限を月額7,500円（現行：月額3,500円）に引き上げられます。
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する（所得税、法人税共通。）とされました。
 - ① 対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）へ
 - ② 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外

(4) 住宅ローン控除の拡充

住宅ローン控除が2026年（令和8年）1月1日から2030年（令和12年）12月31日までの入居について、引き続き減税措置を受けられることになりました。控除率はこれまで通り0.7%です。しかし、借入れ限度額や控除期間に変更が加えられています。

(5) 青色申告特別控除

- ① 55万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額が65万円に引き上げられます。

- ② 65万円の青色申告特別控除について、対象者を上記（1）の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていることの要件を満たすものとした上で、控除額が75万円に引き上げられます。
- ③ 10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者が除外されます。
- ・その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合
その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの
 - ・その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合
その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの

上記の改正は、令和9年分以後の所得税について適用されます。改正前控除額が55万円の個人で、書面にて所得税申告書等を提出していた場合、控除額が10万円となり、増税となります。簡易簿記により記帳していた個人で、前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合、控除額

が0円となり、増税となります。これまで10万円控除を受けていた開業医の方の多くは今後10万円控除がなくなるでしょう。青色申告控除がDX控除に変質してしまったようです。

2. 消費税

(1) インボイスを発行する小規模個人事業者は、令和9年分及び10年分の申告で3割特例が適用できます。

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書（インボイス）発行事業者として課税事業者になる場合には、売上げに係る消費税額から売上税額の8割を乗じた額（特別控除税額）を控除した金額を納付税額とすることができる経過措置（以下「2割特例」といいます。）があります。

今回、小規模個人事業者であるインボイス発行事業者については、特別控除税額を売上税額の7割として納付税額を計算する措置が2年に限り（令和9年分・10年度分）適用できることとなりました。

ただし3割特例は個人事業者のみ適用可能で、法人は対象外です。

(2) インボイス発行事業者以外の者から行なった課税仕入れに係る税額控除経過措置の延長

本経過措置の適用期間は2年延長され、控除可能割合については、次に掲げる期間区分に応じて、それぞれ次の割合となります。

期間	仕入税額控除の割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

3. 防衛特別所得税（仮称）の創設及び復興特別所得税の改正

税率1%の新たな付加税として防衛特別所得税が新設されますが、現下の家計を取り

巻く状況に配慮し、足下で家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率が1%引き下げられることとなります。

(1) 防衛特別所得税（仮称）の創設

防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とされます。また防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされます。

(2) 復興特別所得税の改正

復興特別所得税の税率が1.1%（現行：2.1%）に引き下げられます。復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保する観点から、復興特別所得税の課税期間が令和29年まで（現行：令和19年まで）の間とされます。

防衛増税をめぐっては岸田文雄政権下の22年に方針が決まる一方、国民の反発を懸念して所得税額1%分の増税時期はこれまで2年連続で決定が先送りされていましたが、高市政権においては躊躇がなくなったようです。

4. 設備投資減税

大規模法人への減税額は4,000億円と見込まれています。形を変えた補助金といいいでしょう。

5. 今後の検討事項

今後の検討事項の一つに、医療法人に対する事業税が上がっています。「事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討します。」と述べるにとどまっています。

最後に今回の大綱では消費税の減税には言及がありませんでした。

また、基本的考え方のところでは、小規模事業者の実態をみない俗論「消費税預り金論」を述べており、与党の税制に対する見識が疑われます。